Н

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth

若年者雇用対策の法的整備

本 2015年9月, 若者の適職の選択及び職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に推進することを目的に、勤労青少年福祉法を改正して「若者雇用促進法」と法律名を改めるとともに、職業安定法、職業能力開発促進法などの一部を改正した。改正法は一部を除き同年10月から施行された。

改正法の主な内容(注記のない項目は2015年10月施行)

- 1. 円滑な就職実現等に向けた取り組みの促進(勤労青少年福祉法等の一部改正)
 - (1) 関係者の責務の明確化等
 - 政府, 地方公共団体, 事業主等の関係者の責務を明確化するとともに, 関係者相互に連携 を図る。
 - (2) 適職選択のための取組促進
 - ・職場情報については、新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、①幅広い情報提供を努力義務化、②応募者等から求めがあった場合は、3類型ごとに1つ以上の情報提供を義務化。(提供する情報: [a] 募集・採用に関する状況、[b] 労働時間等に関する状況、[c] 職業能力の開発・向上に関する状況)(2016年3月施行)
 - ハローワークは、一定の労働関係法令違反の求人者について、新卒者の求人申込みを 受理しないことができることにする。(ハローワークは求人申込みをすべて受理しなければ ならないとする職業安定法に特例を設けた)(2016年3月施行)
 - ・青少年に係る雇用管理の状況が優良な中小企業について、厚生労働大臣による新たな 認定制度を設ける。
 - (3) 職業能力の開発・向上及び自立の支援
 - 政府は、地方公共団体等と連携し、青少年に対し、ジョブ・カード(職務経歴等記録書)の 活用や職業訓練等の措置を講ずる。
 - ・ 政府は、いわゆるニート等の青少年に対し、特性に応じた相談機会の提供、職業生活に おける自立支援のための施設(地域若者サポートステーション)の整備等の必要な措置を 講ずる。(2016年4月施行)
 - (4) その他
 - ・ 勤労青少年福祉法の題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。
 - ・ハローワークが学校と連携して職業指導等を行う対象として、「中退者」を位置づける。 (職業安定法改正)
- 2. 職業能力の開発・向上の支援(職業能力開発促進法の一部改正)
 - (1) ジョブ・カード(職務経歴等記録書)の普及・促進

政府は、職務の経歴、職業能力等を明らかにする書面の様式を定め、その普及に努める。

- (2) キャリアコンサルタントの登録制の創設(2016年4月施行)
 - キャリアコンサルタントを登録制とし、名称独占・守秘義務を規定する。
- (3) 対人サービス分野等を対象にした技能検定制度の整備(2016年4月施行) 技能検定の実技試験について,厚生労働省令で定めるところにより検定職種ごと,実践 的な能力評価の実施方法を規定する。

若年者の就職支援

- 1. 新規学卒者, 既卒者の就職支援(第8-5表(p.249)を参照)
- 2. 若者等の就労促進(第8-5表(p.249)を参照)
- 3. ジョブ・カード制度
 - ・ 管理運営主体: 厚生労働省, 都道府県労働局, ハローワーク
 - · 対象者:
 - 正社員経験が少ないフリーター、母子家庭の母などで正社員となることを目指している者
 - 具体的内容:
 - ① ジョブ・カードを活用した, きめ細かいキャリアコンサルティングを通じた意識啓発やキャリア形成上の課題の明確化を行う。

日 若年者の就職支援(続き) 本 ② 企業実習と座学などを組み合わせた実践的な職業

- ② 企業実習と座学などを組み合わせた実践的な職業訓練(職業能力形成プログラム)を提供する。
- ③ 職業訓練での企業からの評価結果や職務経歴をジョブ・カードとしてとりまとめ, 就職活動やキャリアアップに活用する。
- 4. 非正規労働者のキャリアアップ支援(キャリアアップ助成金制度)
 - 管理運営主体: 厚生労働省, 都道府県労働局, ハローワーク
 - · 対象者:

雇用保険適用事業所の事業主(キャリアアップ管理者を置き,キャリアアップ計画を作成して管轄労働局長の認定を受け、キャリアアップに取り組んだ事業主であること)

- 具体的内容:
 - ① 企業内での非正規労働者のキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取り組みを実施した事業主に対して助成する。
 - ② 正規雇用等転換,人材育成,処遇改善,短時間正社員,短時間労働者の週所定労働時間延長,などのコースがあり,[a] 有期労働者を正規労働者に転換した場合は中小企業に1人当たり50万円,大企業に1人当たり40万円,[b] 有期から無期に転換した場合は中小企業に1人当たり20万円,大企業に1人当たり15万円,無期から正規に転換した場合は中小企業に1人当たり30万円,大企業に1人当たり25万円などの助成金が支給される(転換の内容等によって加算される場合がある)。
- 5. 情報提供の促進

パソコンや携帯電話からインターネットを利用して容易に求人情報を入手することができる官 民連携した雇用情報システム「しごと情報ネット」を運営。ハローワークを利用したことがない者も 含めて、新規大学卒業者等に対して、就職活動に役立つ様々なイベントの情報や新規学卒者 等を募集する企業の求人情報等をインターネットにより提供する「大卒等就職情報WEB提供 サービス」も行っている。

養成訓練制度その他の訓練制度

- 実務・教育連結型人材育成システム(日本版デュアルシステム)
 - · 管理運営主体:

厚生労働省, 文部科学省, (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構, 都道府県の職業能力開発施設, 専門学校等の民間の教育訓練機関, 認定訓練施設等が企業と連携

対象者:

概ね35歳未満であり、就職活動を続けているが安定した就業につながらず、日本版デュアルシステムを通じ、就職に向けて職業訓練を受ける意欲のある者(学卒未就職者、無業者、フリーター等)

• 具体的内容:

企業における実習訓練と教育訓練機関における座学(企業における実習訓練に関連した内容)を並行的に実施し、修了時に能力評価を行う。委託訓練活用型と専門課程(職業能力開発大学校等)活用型がある。

- 2. 専門学校等における実践的教育の導入の促進
 - · 管理運営主体: 経済産業省, 学校, 産業界
 - 対象者: 高専, 工業高校等の学生
 - 具体的内容:

中小企業のニーズに応じた実践的な技術教育プログラムの実施,地域産業界との連携によるものづくり人材育成、目指せスペシャリスト「スーパー専門学校」の拡大

- 3. 実践型人材養成システム(実習併用職業訓練)
 - 管理運営主体: 厚生労働省,各企業
 - · 対象者:

新規学校卒業者が主たる対象(中途採用も含む15歳以上35歳未満)

8 教育・職業能力開発

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

養成訓練制度その他の訓練制度(続き)

本

В

١J

カ

- · 具体的内容:
 - 「教育訓練機関における企業のニーズに即した学習(OFF-JT)と「企業自らにおける雇用関係の下での実習(OJT)とを組み合わせて行う研修システム(厚生労働省が認定する6か月以上2年以下の職業訓練)。
- 4. 新規学卒者を対象とした職業訓練
 - · 管理運営主体:
 - 厚生労働省(高齢・障害・求職者雇用支援機構含む), 都道府県, 市町村
 - 具体的内容:
 - ① 普通職業訓練・普通課程(都道府県, 市町村設置の職業能力開発校で実施): 中卒者 又は高卒者等に対し, 基礎的な技能・知識を取得させるための長期間(1~2年)の課程
 - ② 高度職業訓練・専門課程(高齢・障害・求職者雇用支援機構,都道府県設置の職業能力開発短期大学校,職業能力開発大学校で実施): 高卒者等に対し,将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間(2年間)の課程
 - ③ 応用課程(高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発大学校等で実施): 専門課程修了者等を対象に、高度な技能・技術や企画・開発能力等を習得し、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる人材の育成を目的とした2年間の訓練

学校における職業教育・職業体験

ア | 1. テックプレップ (Tech-Prep)

- 開始年月: 1990年代
- ・ 管理運営主体: テックプレップ推進組織(Tech-Prep consortium)
- ・ 対象者及び適用要件:

高校生。11学年(日本における高校2年生)から開始し、14学年(日本における大学2年生)まで。

• 具体的内容:

中等教育の最後の2年間と準学士資格を取得可能な高等教育機関における2年間の教育を結合させた4年一貫教育。当該4年間で,専門的職業教育科目と,数学,自然科学,コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる。

- 2. コーポラティブ教育(Cooperative Education)
 - 開始年月: 20世紀初頭
 - 管理運営主体: 各学校及び対象となる事業主
 - ・ 対象者及び適用要件: 主に12年生(日本における高校3年生)
 - · 具体的内容:

主に12年生(日本における高校3年生)を対象とした,有給の職業実習型の教育であり,学校での職業教育と並行して行われる。コーポラティブ教育の経験が単位となったり、学位授与の要件になったりする。

※ このほか、「キャリア・アカデミー(Career Academy)」がある。

養成訓練制度その他の訓練制度

登録養成訓練制度(Registered Apprenticeship)

- · 開始年月: 1937年
- · 管理運営主体:

事業主団体・労働組合団体の共同,個々の事業主,個々の事業主と事業主団体との共同など。

対象者及び適用要件:

16歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。但し, 危険な業務については18歳 以上。

養成訓練制度その他の訓練制度(続き)

アメリカ

· 具体的内容:

実習プログラム(Apprenticeship program)の基準は連邦政府が定める。

政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には,登録養成訓練制度修了者として,公的にその知識と技術の水準が認証される。

参加者は一定の時間は各企業でOJTを受け、その他の時間は、職種に関する教育を教育機関等で受講する。

プログラムの期間は平均すると3~4年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる。

情報提供をはじめとする就職支援

- O'NET (Occupational Information Network/Online)
 - 開始年月: 1998年10月
 - · 管理運営主体: 国立O'NET協会 (O'NET Consortium)
 - · 具体的内容:

インターネット上で公表されている(http://online.onetcenter.org)職業に関する総合的なデータベース。求職者が自分の経験や能力を活かせる職業がどのようなものか検索することができる。

※ このほか,就職困難な若者を対象とした「WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program)」がある。 第8-5表 (p.250) を参照。

学校における職業教育・職業体験

イギリス

子校にのける戦未教月・戦未体

- 1. 仕事関連学習・就業体験など ・ イングランドの中等教育機関による、キャリア教育、就業体験や学習支援などの提供。従来 は、カリキュラムに組み込まれていたが、2012年以降、実施の有無や方法は各教育機関に委 ねられている。
- 2. 継続教育
 - *** 16歳以上向けに,職業訓練や高等教育機関への進学のための教育を提供。主に公的な継続教育カレッジが提供を担う。
- 3. UTC (University Technical College)による技術教育
 - ・中央政府が所管し、非営利団体が運営するアカデミー(フリースクール)で、14~19歳層を対象に、大学との連携による高度な技術教育の提供が目指されている。

養成訓練制度その他の訓練制度

- 1. アプレンティスシップ (Apprenticeship)
 - 開始年月:2004年から新制度開始
 - ・ 管理運営主体: ビジネス・イノベーション・技能省及び教育省
 - ・ 対象者及び適用要件: 16歳以上
 - · 具体的内容:
 - 事業主の下で働きながら訓練を受け、資格取得や技術の習得などを目指す。
 - ① アプレンティスシップ (Apprenticeship) 職務能力・技術的知識に関するレベルが
 - 職務能力・技術的知識に関するレベル2(非熟練に相当)の資格取得及び基礎技能等の 習得
 - ② 上級アプレンティスシップ (Advances Apprenticeship) 職務能力・技術的知識に関するレベル3(技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当)の資 格取得及び基礎技能等の習得及び就業に要する基礎技能等の習得
 - ③ 高度アプレンティスシップ (Higher Apprenticeship) 職務能力・技術的知識に関するレベル4-7(準学士レベル以上)の資格取得
 - ④ 学位レベルのアプレンティスシップ (Degree Level Apprenticeship) 職務能力・技術的知識に関するレベル6-7(学士,修士相当)の資格取得

8 教育·職業能力開発

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援(続き)

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

養成訓練制度その他の訓練制度(続き)

ギ 2. トレイニーシップ

1

IJ

ス

ド

16~24歳を対象に、6週~6か月間にわたり訓練プロバイダーによる就業準備訓練、就業体 験、また必要に応じて英語・数学の学習や追加の訓練などを実施。

情報提供をはじめとする就職支援

1. 全国キャリア・サービス

2012年4月より、19歳以上を中心に全ての年齢層に対する情報提供やガイダンス窓口として 設置された。面談によるアドバイスが提供されるのは19歳以上からで、19歳未満の者は電 話・メールによる問い合わせのみ。なお、就学中の児童(13~18歳)に対しては教育機関が 同種のサービス提供の責任を担う。また、無業者(NEET)に対しては地方自治体が支援の責 任を負う。

- 2. コネクションズ・サービス
 - 開始年月:
 - 2001年4月
 - 管理運営主体:

従来は中央省庁が所管していたが、2008年より地方自治体に移管。学校や企業、NPO 法人などの連携により運営。

- ・ 対象者及び適用要件: 13~19歳までの若者
- 具体的内容:

アドバイザーによる教育訓練や職業選択などの支援。従来は、健康や家族関係など生 活面の問題の支援も行っていたが、歳出削減に伴い、多くの自治体がサービスを廃止あ るいは縮小している。

学校における職業教育・職業体験

1. 普通教育における職業指導 1

- · 管理運営主体: 各学校
 - 具体的内容:

職業活動体験は、ハウプトシューレ(基幹学校)では生徒の義務。レアールシューレ(実科 学校), ギムナジウムでは希望者による任意。職業体験の分野は、レストラン、郡役所、旅 行代理店, 運送会社, 動物保護施設など多岐にわたっている。

- ※ ハウプトシューレ、レアールシューレ及びギムナジウムは、いずれもグルントシューレ(日本 の小学校に相当)修了後に入学する中等教育期間
- 2. フレッシュマン支援
 - · 開始年月: 2008年8月30日
 - · 管理運営主体: 連邦労働社会省, 学校
 - ・ 対象者及び適用要件:

若年者に新たに訓練ポストを提供する事業主

• 具体的内容:

普通教育課程から職業訓練への移行過程における若年者に対する個別支援の強化を 目的として、全国1,000校において、卒業後の準備指導や職業適性判断、職業オリエン テーリング,職業訓練への移行などに関する学生支援を行う。

3. 各種職業学校

上級学校非進学者の多数が、職業学校(Berufsschule),全日制の職業専門学校 (Berufsfachschule), 専門学校 (Fachschule) に進んでいる。

養成訓練制度その他の訓練制度

イ 1. 職業養成訓練生制度(養成訓練制度(Ausbildung)) = 「デュアルシステム」(Deualensysytem)

- 開始年月: 19世紀初頭
- ・ 管理運営主体: 企業及び職業学校 (Berufsschulen)
- ・ 対象者及び適用要件:

年齢制限はなく、基幹学校(ハウプトシューレ)を修了した者が多く参加するが、ギムナジウムから参加する者もいる。社会人や高等教育を終了した者も参加できる。義務教育(9~10年間)を修了していなくとも、門戸は開かれている。

• 具体的内容:

若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い、良質な若年技能労働者を養成する。事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び、職業訓練を施す。ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって主柱を担っている。

- 2. 裁量給付(連邦雇用エージェンシー(BA)の裁量により給付が認められるもの)
 - ・2007年もしくはそれ以前に普通教育課程を修了し、[a] 2007年もしくはそれ以前から連邦雇用エージェンシーに登録して職業訓練機会を探し続けていた実科学校(レアールシューレ) 修了者、[b] 2年以上職業訓練機会を探し続けていた後期中等課程修了者、[c] 職業訓練を提供する事業主の倒産・廃業・閉鎖により職業訓練の中断を余儀なくされた訓練生で、本人に問題があって訓練機会のあっせんが困難な者――に対し、職業訓練法に定める職種において新たに職業訓練機会を提供した事業主を対象として、連邦雇用エージェンシーの裁量により支給。

情報提供をはじめとする就職支援

職業情報センター(BIZ)

・各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている。

学校における職業教育・職業体験

ラ 1. 交互教育 ン ・ 開始年

- 開始年月: 1989年
- ・ 管理運営主体: 学校と企業の産学連携
- 対象者及び適用要件:中・高等教育の学生
- 具体的内容:

若者の能力向上と就職促進のため、学校での教育と職場での訓練を交互に行う。

- 2. 大学付設職業教育センター(IUP)
 - 開始年月: 1991年
 - 管理運営主体: 大学
 - 対象者及び適用要件: 大学生
 - · 具体的内容:

企業の要求に即した人材育成のため、工学、商学、一般行政、財務管理、情報・コミュニケーションの5専攻が設置され、全教育機関の1/3を企業実習にあてる。修了者には「高度技術者マスター」の免状が授与される。

養成訓練制度その他の訓練制度

- 1. 養成訓練契約(Contrat d'apprentissage)
 - 開始年月: 1986年法律改正
 - 契約締結可能な雇用主:

公的部門も含む全ての事業主。社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり。

・ 対象者及び適用要件:

義務教育を終了した16~25歳の若年者,26歳以上の若年障害者等(2006年の法律改正で,14歳以上16歳未満でも,養成訓練を受けることが可能となった)

8 教育・職業能力開発

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

養成訓練制度その他の訓練制度(続き)

フランス

具体的内容:

CAP(職業適格証)に加えて,高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため,理論教育を年間400時間以上受講しつつ,企業で賃金の支払いを受けながら,実地訓練を行う。使用者は年齢及び養成訓練生となってからの年数に応じて,SMIC(最低賃金)の25~78%以上の賃金を支払う。

- 2. 熟練契約(Contrat de professionnalisation)
 - 開始年月: 2004年10月
 - ・ 契約締結可能な雇用主:

全ての企業(国,地方自治体,行政機関を除く)。国からの手当支給あり。

・ 対象者及び適用年齢:

16~25歳, 26歳以上の求職者, 積極的連帯所得手当(RSA: revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者

• 具体的内容:

期間の定めのない契約又は6か月から12か月,最長24か月の有期限契約を締結。被雇用者となった者は,就業しながら,職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け,社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。

情報提供をはじめとする就職支援

1. しごと館(Cité des metiers)

職業選択の参考となる情報、(職業)訓練の検索、職業生活の転換(転職)・求職に関する情報、体験機会の提供等の機能を有し、常時、予約なしで個別相談を受けられ、無料の就職フォーラム等に参加することができる。

- 地域ミッションセンター及び受入・情報・指導常設センター(PAIO)
 - 開始年月: 1989年
 - 管理運営主体: 国, 地方公共団体
 - 対象者及び適用要件: 16~25歳の若年者
 - 具体的内容:

社会的生活・職業訓練への参入に向けて個別指導を行うため,専門のカウンセラーを配置し,適職発見支援,求人情報の提供,求人企業との個別面接の機会提供,求職活動指導等さまざまな支援を行う。

※ このほか,「国立教育・職業情報機構(ONISEP)」,「青少年情報・資料センター(CIDJ)」,「青年情報センター(CIJ)」,「進路情報・指導センター(CIO)」及び「職業訓練推進・資料・情報センター(CARIF)」がさまざまな情報提供を行っている。

資料出所 日本:厚生労働省,文部科学省,経済産業省,内閣府ウェブサイト その他:労働政策研究・研修機構(2009.7)「資料シリーズNo.57 欧米諸国における公共 職業訓練制度と実態」、厚生労働省「海外情勢報告」、各国労働省ウェブサイト等